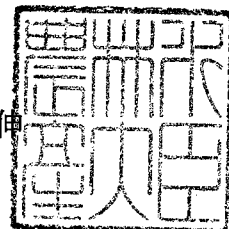




17消安第4663号
平成17年8月5日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



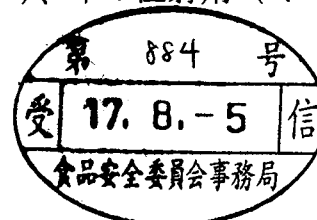
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第14条第1項（旧法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造（輸入）の承認をすること。
 - (1) マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NBI））
 - (2) ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100）

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。
 - (1) 豚流行性下痢生ワクチン（日生研PED生ワクチン）
 - (2) ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミンS（静注用））
 - (3) チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル300注射液）



- (4) スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤（動物用シノラル液）

- (5) セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料（セファピリンベンザチン「コーキン」）、牛の乳房注入剤（K P ドライー 5 G）及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（K P ラックー 5 G）

- (6) 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤（水産用ポトチーム）